

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会役員報酬等に関する規程

平成元年9月13日制定
平成3年3月29日一部改正
平成3年5月30日一部改正
平成6年9月16日一部改正
平成16年3月25日一部改正
平成29年2月27日一部改正
平成29年11月20日一部改正
平成30年3月26日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会役員等に対する報酬及び旅費の支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事

(報酬及び費用弁償)

第3条 前条の規定に掲げる報酬の額は、次のとおりとし、正副会長には年報酬を、常務理事には月額報酬を支給する。ただし、常務理事を事務局長が兼務する場合は、別途支給しない。また、役員等が評議員会、理事会、会計監査等に出席した場合に、報酬及び旅費を支給する。

役職名	報酬額
会長	年額 300,000円
副会長	年額 100,000円
常務理事	月額 予算に定める額

役職名	報酬額
評議員	1回 4,000円
理事・監事	1回 4,000円
顧問	1回 4,000円

(旅費)

第4条 役員の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて、会長がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年9月13日から施行する
- 2 この規程施行前に支払われた報酬等は、この規程により支払われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。